

雜 録

合衆國政府の製鋼労働者に対する最低賃銀率設定 (Journal of Commerce, Jan. 18, 1939.) はしがき「合衆國製鋼業は從來政府の價格引下げ態憑に對し賃銀率引下げを以て對抗し來りたる次第であるが由來賃銀問題は勞資間の争闘に於て又政府の工業政策に絡んで製鋼業の覬視せられて居る折柄政府に於ては本年1月17日下記の通り政府の仕事に請負ふ製鋼工場に對しこれに従事する職工の最低賃銀率設定に就き重大聲明を發した。これは結局全工業に對し賃銀率を引上げしむる魂膽なりと業者側は見て居るが製鋼會社が泣き寝入りになるか又聞ふか、まだ不明であるが若し聞ふとすれば最も利害關係の多いバスレヘム製鋼會社が第一線に立つてあらうと見られて居る。

労働長官代理チャールス、マクローリン氏は本夕鐵鋼業に對し四つの最低聯邦賃銀率を設定せるがこれは多數の製鋼労働者に仕拂はれる賃銀率の引上げを意味し、將來の賃銀切下げに對する有效な門たらしめんとするものである。

マクローリン氏はワールスヒーレー公共請負契約法 (Walsh-Healey Public Contracts Act) に依り、政府より1萬弗以上の仕事を請負ふ製鋼業者は1月31日以後、普通労働者に對し次の賃銀率を仕拂ふべきことを規定した。

- (イ) 北部 18 州及コロンビア地方に於ては 1 時間 62.5 仙
- (ロ) 西部 11 州に於ては 1 時間 60 仙
- (ハ) 中西部 7 州に於ては 1 時間 58.2 仙
- (ニ) 南部 13 州に於ては 1 時間 45 仙

9 萬人の労働者に裨益

労働指導者の見積る所に依れば、若し製鋼業者にして、本命令に従ふとすれば、9 萬人の労働者が賃銀率引上げの恩澤を蒙ることにならう。製鋼労働者組織委員會 (S.W.O.C.) 調査部長ハロールド、ルーテンベルグ氏は次の如く言た。

此の最低賃銀率の恩澤を蒙らざる製鋼労働者は東部諸州に於て 75,000~80,000 人、南部に於て約 10,000 人位であると。目下合衆國製鋼業の従業員は約 525,000 人である。

若干の製鋼會社に於てはマクローリンの決定を裁判に依て覆さんとする意向が見へる。

若し本命令が甘受されず闘はるゝとすればバスレヘム製鋼會社は攻撃戰のリーダーを取るものと見られて居る。何となれば、同社は若し政府の請負仕事を繼續するとせば 12 工場の内 10 工場の賃銀を引上げねばならぬからである。

マクローリンの命令は政府の仕事にのみ適用されるものではあるが、政府の仕事の量が非常に多い爲め本命令に依て制定された賃銀率は結局全工業に對する賃銀率となるであらうとは勞資双方に於て認むる所である。

S.W.O.C. の顧問プレスマン氏はバスレヘム製鋼會社の賃銀切下げ政策を終止せしめるものとして、此の決定に双手を擧げて賛意を表して居る。

バスレヘム製鋼會社の外政府の仕事に繼續する爲め賃銀率を引上げねばならぬ主要製鋼會社は次の通り

I. エス社從屬製鋼會社の分 1. カーネギー、イリノイ會

社 2. アメリカン、スチール、アンド、ワイヤー會社 3. コロンビア、スチール會社 4. テネッシー、コール、アイアン、アンド、レールロード會社

以上諸會社 43 工場の内 11 工場に適用

II. レパブリック、スチール會社 11 工場の内 4 工場に適用

III. インランドスチール會社 2 工場の内 1 工場に適用、

抑もマクローリンの命令は審議討論の後、公共事業契約局の勸告を斟酌して發布されたものであるが該局にては北部 36 州とコロンビア地方に對し、最低賃銀率 1 時間 62.5 仙とし、南部 12 州に對し 45 仙とした。該局の勸告は、討論審議中製鋼會社の異議申立の大部分 (8 割 5 分) を取入れる爲め改變されたと當局は言て居る。

製鋼會社の抗辯

製鋼會社側に於ては又次の如く抗爭した。

「契約局の勸告は公共事業請負契約法の規定に違反するものである、何となれば、これは諸工場を有する多くの都市間の現行賃銀率の相違を考慮してゐないからである。一般的賃銀率は各地に於て制定さるべきである。」

此の抗辯に對しマクローリンは次の如く言た。

「會社の言ふが如き制限される狭小な規定は、律令を無意味ならしめ、從て一般的最低賃銀の制定は全然無用の手續きとなるであらう、尙又本法が、正常ならざる賃銀實行の結果として政府事業請負業者の受ける競争上の利得の除去を求めた點に鑑みれば、その效果的施行は殆ど不可能であらう。」と

参照の爲め合衆國製鋼労働者の賃銀率に就て簡単な統計を掲げることとする。

第 1 表 1937, 38 兩年に於ける合衆國製鋼高、
備役人員、賃銀支拂高、作業時間

年 月	製 鋼 高 (平爐及 轉爐鋼) 噸	備 役 人 員	賃 銀 仕 拂 高 弗	時給 平均 仙	週作業
					時間平均
1937 年 1 月	4,718,436	548,000	76,423,000	72.0	40.5
2 年	4,414,696	556,000	74,278,000	72.2	42.5
3 月	5,218,326	577,000	90,863,000	78.8	42.5
4 月	5,070,867	589,000	94,322,000	85.6	41.3
5 月	5,151,909	595,000	92,931,000	86.0	38.6
6 月	4,184,723	556,000	87,520,000	87.0	39.2
7 月	4,556,304	594,000	90,550,000	86.2	37.3
8 月	4,877,826	603,000	92,663,000	85.4	37.9
9 月	4,289,507	603,000	86,611,000	83.7	36.8
10 月	3,392,924	587,000	76,191,000	82.5	31.9
11 月	2,254,365	551,000	62,119,000	81.5	27.6
12 月	1,473,021	503,000	52,062,000	81.7	23.4
1938 年 1 月	1,732,764	475,000	47,578,000	80.5	22.9
2 月	1,703,726	461,000	45,599,000	81.3	24.9
3 月	2,012,402	455,000	51,386,000	81.8	26.7
4 月	1,925,166	445,000	47,803,000	82.6	25.6
5 月	1,806,805	436,000	46,757,000	83.6	24.4
6 月	1,638,277	425,000	46,706,000	84.5	25.6
7 月	1,982,058	424,000	45,802,000	84.8	24.3
8 月	2,546,988	427,000	52,712,000	83.2	29.4
9 月	2,657,748	431,000	52,365,000	83.0	30.0
10 月	3,117,934	436,000	56,176,000	83.2	31.2
11 月	3,572,220	450,000	61,054,000	83.5	34.2
12 月	3,143,169	449,000	59,254,000	83.5	32.0

尙鋼 1 人當りの賃銀所得高は別項の通りである。

1933 年に於ける米國製鋼業労働者生産品 1 吨當り賃銀所得高増加と労働者 1 人當りの生産率減少 (American Metal Market March 23, 1939.) アメリカ鐵鋼協會の調査に依れば昨 1938 年に於ける米國製鋼労働者の生産品 1 吨當り賃銀高は過 4 ケ年の何れの年のそれに比し増加したが一方人時當りの生産率は 1934 年を除き何れの年に比しても若干低下した。

昨年製鋼業者がその労働者に仕拂賃銀高は販賣向鋼及銑鐵の各吨に對し平均 18 弗 40 仙であつた。但し此の數字は一切の俸給又は附屬事業の鑛山及輸送機關に従事する労働者の賃銀を含まない。然し販賣向製鋼の生産高合計中には製銑及半製品を比較的多量に含んで居る爲め前記の吨當り直接賃銀の平均は、製鋼 1 吨の生産に對する場より著しく少ない譯である。1938 年に於ける吨當りの直接賃銀仕拂高平均は、1937 年の 17 弗 40 仙に比し 6% 高く又 1936 年の 14 弗 40 仙に比し 28% 高い。

一方 1938 年に於ける人時當生産高は平均約 102 lbs であつたがこれを 1937 年の 107 lbs に比すれば約 5% の減少で又 1936 年の 105 lbs に比しても少ない。

然るに 1934 年に於ては、販賣向鐵鋼生産高合計は 1938 年とほぼ同じであつたが吨當直接賃銀支拂高の平均は 14 弗 60 仙で人時當りの生産高は 97 lbs であつた。

故に 1938 年の數字から見れば吨當直接賃銀の仕拂高は 1934 年以來 26% を増加し労働者 1 人當りの生産高は 5% を増加して居ることになる。

(K. K.)

分裂前のチェコスロバキヤ採鑛業と一般經濟事情及今後獨逸の取るべき經濟政策 (Weekly Report of the German Institute for business Research, March 25, 1939 に係る)

第 1 表 分裂前に於けるチェコスロバキヤ鑛業各部門の生産高

鑛物別	單位	前最高 生産高 年別數量	1937 年				分裂前の チェコスロバキヤに於ける 自給割合
			全領域	ズデー テン地 方 (1)	保護領 (1) ボヘミア モラヴィア	スロ バキ ア (1)	
無煙炭	1,000t	1937 16,951	16,951	1,500	7,600	—	(2) 114
褐炭	炭	1929 22,555	17,895	16,342	480	733	
石油	"	1934 26	18	—	5	13	4
金	(3) kg	1937 622	622	—	20	602	—
銀	(3) "	1930 45,700	34,300	—	27,500	6,800	—
銅	(3) t	1929 1,400	(4) 346	—	—	346	(4) 1
錫	(3) "	1927 32	—	—	—	—	—
亜鉛	(3) "	1932 1,600	1,500	—	1,000	500	9
鉛	(3) "	1930 6,300	4,000	—	2,700	1,300	21
水銀	(3) "	1937 95	95	—	—	95	100
アンチモ ニイ	(3) "	1927 1,970	1,200	—	—	1,200	100
鐵鑛石	1,000t	1929 1,905	1,836	—	745	770	(5) 58
マンガン	"	1927 108	106	—	43	63	—
ウルフラ ム鑛	t	1929 75	—	—	—	—	—
ウラニウ ム鹽	"	1929 34	(4) 26	(4) 26	—	—	—
ラヂウム	g	1936 5	(4) 5	(4) 5	—	—	—
黃鐵鑛	1,000t	1928 24	18	—	—	18	9
黒鉛	"	1927 41	5	5	—	—	89
石綿	"	1936 3	(4) 3	—	—	(4) 3	(4) 24
グライ ト	"	1929 53	50	未詳	—	—	100以上
マサイ 鹽	"	1937 181	181				

註 (1) 1938 年の地方別に依る 1937 年の生産高の分類は多くの場合概算 (2) 無煙炭の單位に於て計算 (3) 生産された鑛石中の金屬分 (4) 1936 年分 (5) 含鐵分 42%

1. 鑛業

世界大戰後チエコスロバキヤには舊奧匈帝國採鑛業の重要部分が與へられた。即ちボヘミアに於ける石炭及褐炭の鑛床と上部ハンガリイ、エルツ山脈の多くの鐵鑛床 (目下スロバキヤに所屬) とが流れ込んだ譯であるが、その最良の炭田地方の所有權は再びミュンヘン協定に依て決定された。

獨逸はズデーテンを併合したことに依り北ボヘミアの豐饒な褐炭地方を取り一方波蘭にはオスラ地方に於けるオストラウカーヴイン炭田の大部が與へられた。斯くてミュンヘン協定後のチエコスロバキヤには中品位の中央ボヘミア炭田の幾分とオストラウカーヴイン地方炭田の殘部が残されたのであつた。尤も未だ充分探鑛されざる褐炭の資源の點在するものがあつたにはあつたが是等は大部分スロバキヤのハンドロヴァ地方にあつたものである。

石油と天然ガスは僅か數年前にモラヴィアとスロバキヤの國境に沿へるエグベル及ゲーディング地方に於て發見されたがこれは明かに塊太利のヂステルスドルフ新油田と地質的に關聯するものである。

此の油田の開發は困難視されて居るが然し組織的の開發を以てすれば成果を收め得るの見込みがある。

チエコスロバキヤは金屬の供給に對しては殆ど輸入に依存して居た。唯いくらか軍事的に重要性を持つ水銀とアンチモニイのみが國內の需要を國產品で充分満たしたのみであつたが是等は主として上部ハンガリーエルツ山脈から産したものである。實際アンチモニイは輸出に振り向け得る程の剩餘が残されたのであつた。

示表は過去十數年間中、チエコスロバキヤ鑛業各部門の最高生産高を示すものである。現在迄の所鐵鑛石の供給状態は満足なものではない。プラーグの西南に在るニユシツ (Nucitz) の鐵鑛床 (鐵分 36%) とスロバキヤのジップ所在の鐵鑛床 (ジゲルランドの菱鐵鑛に類似するもの) は數量に於て需要高の僅に 3/5、鐵分に於て 2/5 を満たすに過ぎない。不足の分は輸入に依て補填しなければならなかつたが主として瑞典に仰いで來た。

其他の鑛物の探掘状態は今日迄の所重要視すべきものはない。黒鉛とマグネサイトの鑛床は相當大なるものがあるが、大獨逸の供給事情に取ては別に大なる意義を成さない、これは塊太利鑛山の生産地に依て獨逸の不足分は満し得られるからである。

2. 經濟的發達と經濟政策

分裂前のチエコスロバキヤ經濟の特徴は輸出に依存する所頗る大であつたことである。國庫收入の約 1/5 は通例輸出に依たもので特に景氣年間に於ては此の割合はより一層大であつた。資本財生産品の輸出割合が非常に大であつたので世界市場の事態如何は同國の經濟事情に極めて重大な影響を與へたのであつた。故にチエコスロバキヤ業界の活動は通例世界貿易事情の浮沈と運命を共にした。

1925~26 年に於ける財界危機を経て漸次好轉し 1929 年に至て最高に達したが其後世界の他の國々と同様長い不景氣期間に逢着した。然し他國に於ては既に 1932 年の半ば頃から立ち直り始めたがチエコスロバキヤに於ては 1934 年迄不景氣に苦しんだのであつた。而して 1934 年 2 月のクローナ貨の下落と世界各國に於ける軍擴計畫の着手とに依りて幾分立ち直りに過ぎなかつた。全面的に好況を呈したのは 1,936 年の半ば頃世界市場に一般的のブームが見初められて、世界貿易が急速に増大した後であつた。1936 年 10 月チエコスロバキヤはクローナ貨の下落を利用して輸出貿易の振興に邁進した。その結果工業生産高は著しく増大し失業者は 1932 年以來初めて激減した。然し此の好況は單に 1937 年の秋まで續いたのみ

であつた。その後不況は他の歐洲工業諸國の不況程度より遙かに大であつた。1938年初頭以來同國の經濟は内外政局の切迫事情に基づき不安に依て攪亂されたのである。前チエコ政府首脳部の殆んど無計畫とも云ふべき經濟政策も又1929~34年に至る大不況の痕跡を其の後の年に於て除去し得なかつたことに責任があつた。列強特に獨逸に於ては新經濟計畫を採用しその經濟基礎の強化を着々進めて來たのに反しチエコ國の經濟政策は本年3月15日の最後の互解に至る迄變轉極まり無く、不明瞭で且甚だしく受身的のものであつた。政府は永らくの間クレジットの擴大其の方法を以てする國內市場の振興に對し何等決定的の手段を講じなかつた。唯1936年に於て經濟的活動が活潑となつて來たが然し此の理由は失業の戦ひではなくて、結局は動員同様の軍備計畫に在た。1936年5月13日の國防法は經濟的活動の端緒を成したが然しこれを獨逸の活況に比すれば遙に後塵を拜し1929年のレベルよりも著しく低かつた。この事は1936年及37年の好況年に於てきへ如何にチエコの經濟事情が改善されなかつたことを物語るものである。

昨1938年の獨逸の工業生産高は1929年のレベルを越ゆること11%であつたが、チエコスロバキアのそれは反對に20%少かつた。

又傭役人員に於ても國庫の收入に於ても同斷で國庫收入の如きは1929年の約65%に過ぎなかつた。茲に一言せねばならぬことはチエコスロバキア國のチエコ化に依る經濟的發達が地方的の發達事情に強く影響した一原因を成したことである。例へばズデーテン地方に於ける經濟事情が極めて悪かつたことは此の不規則的發達の顯著な一例である。故に新保護領のボヘミア及モラビアに於ては先づ第一に1929~34年期間の不景氣の殘した餘燼と昨年の不況の殘影を除去しなければならぬ。大獨逸に於ける努力並に生産能力擴充の必要切迫せるものあるに鑑みれば即時此の保護領の經濟的活動を大獨逸のそれと同一線上に置かねばならぬことは言ふまでもない。参照の爲め新保護領ボヘミア、モラビアに於ける諸工業の傭役人員及販賣高を表示すれば第2表の通りである。

第2表 獨逸保護領ボヘミア、モラビアに於ける工業別經濟事情 (1934年)

工業別	従業員	販賣高(單位百萬クローナ)
Stones and earth	39,656	525.5
Glass Industry	7,850	143.7
Metal and electrotechnical Industry	140,905	5,718.2
Chemical industry	20,248	1,859.6
Textile industry	70,618	2,690.1
Paper industry	3,253	210.2
Manufacturing of Paper, etc	5,429	196.2
Manifolding	16,218	594.9
Leather industry	6,041	430.7
Furriery	2,091	87.8
Wood industry	24,012	656.8
Turnery	2,091	44.8
Brush industry	647	12.5
Musical instruments	696	18.4
Toy industry	395	8.6
Foodstuffs, tobacco, beverage, etc	28,518	2,235.0
Clothing and shoe industry	40,577	1,841.5
合計	409,245	17,274.5

尙参照として分裂前のチエコスロバキアの面積、人口及商工業別國民の就職事情を獨逸及奧太利のそれと比較すれば次表の通りである。

第3表 チエコスロバキアの面積、人口其他

(イ) 面積と人口(1930年の國勢調査に依りズデーテン地方を含む當時の領域の人口15,200,000人、ミュンヘン協定に依る領域の人口10,300,000人)

	面積(km ²)		人口		1 km ² 當人口	
	前	後	前	後	前	後
チエコスロバキア	140,508	98,912	14,729,536	9,807,096	104.8	99.1
ボヘミア・モラビア・シレジア	78,870	49,362	10,674,386	6,804,876	135.3	137.9
スロバキア	49,021	38,456	3,329,793	2,450,096	67.9	63.7
カルパト・ウクライナ地方	12,617	11,094	725,357	552,124	57.5	49.8

(ロ) 商工業別従業員 (單位1,000人) (ミュンヘン協定に依る領土)

	合計	農業	工業	商業	交通	公共	其他
		山林	及手			及軍	
		漁業	工			隊	
チエコスロバキア	9,807	3,690	3,137	722	551	625	1,081
		(37.6)	(32.0)	(7.4)	(5.6)	(6.4)	(11.0)
ボヘミア・モラビア・シレジア	6,805	1,892	2,598	567	422	465	860
		(27.8)	(38.2)	(8.3)	(6.2)	(6.8)	(12.7)
スロバキア	2,450	1,396	484	131	113	142	184
		(57.0)	(19.8)	(5.3)	(4.6)	(5.8)	(7.5)
カルパト・ウクライナ地方	552	403	55	24	16	18	36
		(72.9)	(10.0)	(4.3)	(2.9)	(3.3)	(6.6)
舊獨逸 (1933年)	66,029	13,715	25,761	11,165		5,114	10,275
		(20.8)	(39.0)	(16.9)		(7.7)	(15.6)
奧太利 (1934年)	6,760	1,842	2,217	1,011		504	1,189
		(27.3)	(32.8)	(14.9)		(7.4)	(17.6)
ズデーテン地方 (1930年)	3,595	789	1,711	467		208	420
		(22.0)	(47.6)	(13.0)		(5.8)	(11.6)

()は% (M. M.)生

國際屑鐵貿易の全貌 (Iron & Coal Tr. Rev. March. 24. 1939) はしがき 下記は獨逸のライヘルト博士が最近數年間に於ける世界の屑鐵貿易の趨勢に就きスタールウント、アイゼン誌に發表せる論説の概梗であつて、これに依て世界屑鐵貿易の全貌を窺ひ知ることが出来ると思ふ。

(イ) 國際屑鐵貿易 國際屑鐵カルテル(I. S. C.) 1名國際屑鐵共同購入組合は1937年の春結成され、これと同時に世界の屑鐵貿易は第一線に乗り出して來た。これより先き屑鐵の貿易は同じ大陸内の諸國間に於て若干地方色を帯びて居た。尤も主として海外諸國から輸入されるブリキ屑と米國から日本と伊太利へ輸出される屑鐵は例外であつた1931年及1932年の不況年に至る迄は年1,000,000t以上の大洋航路に依る屑鐵の取引はなかつた。然し其の後二三年の内に事情は全く一變し1937年に於ては、合衆國のみから4,000,000t強の屑鐵が輸出されるに至るがその一部は日本へ一部は歐洲諸國へ積み出されたものであつた1937年に於ける世界屑鐵貿易の合計は概算6,500,000t以上に達した。(此の數字には、或る國から或る國へ廻航中であつた屑鐵化される船舶の噸數を含んではゐない)。これに對し銑鐵及半製品の1937年に於ける世界貿易合計は僅々約4,000,000t、鐵鑛石は20,000,000t(平均鐵分にして)一方鋼材の世界貿易合計は14,500,000tであつた。

斯の如く屑鐵の貿易が突然世界的に重要な地位を占むるに至る理

由は次の通りである。

世界の製鋼高は 1933 年から 1937 年に至る期間に於て急速に増大し即ち 1933 年の世界合計は 68,000,000t に跳躍した。それ以前に於ては斯くの如き急増を示した期間はない。銑鐵の生産高は製鋼高の急増と歩調と共にし得なかつた。尤も 1933 年と 1937 年の期間に約 54,000,000t を増加した。製鋼高の増加に比すれば 14,000,000t の不足を生じてゐる。

世界の熔鑄能力は銑鐵の需要増をカバーし得たとするも、これに必要な鐵鑛石が手に入らなかつた。此の事情は世界に於ける鐵鑛石生産高の銑鐵生産高に對する比較を對照せる第 1 表に示してある。1913 年に於ては鐵鑛石の供給高は充分であつたがその後表中に引用せる何れの年に於ても 1913 年の如き満足なる事態を示してゐない。故に製鋼用原料の不足は屑鐵を以て補はねばならなかつた。而して銑鐵の需要は可なり一様な變動を示した。一方屑鐵のそれは激しい變化に遇ひ勝ちであつた。故に屑鐵の價格は銑鐵、半製品又は製品に比し市況に動かされ易く 50~60% の價格の變動は決して稀ではなかつた。

第 1 表

世界鐵鑛石生産高の銑鐵生産高に對する比率
(單位 1,000,000t)

年次	鐵鑛石	銑鐵	鐵鑛石の銑鐵に對する比率 (銑鐵を 1.0 とす)
1913 年	178.0	80.0	222
1929 年	201.0	98.9	203
1932 年	77.0	39.7	194
1933 年	92.0	49.5	186
1934 年	121.0	63.2	192
1935 年	140.0	74.5	188
1936 年	173.4	92.0	188
1937 年(概算)	215.0	104.2	206

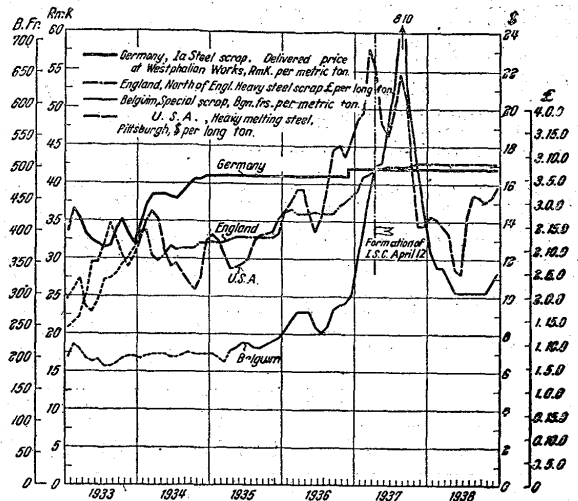
(ロ) 屑鐵價格 1933 年以降に於ける英、米、獨及白耳義の屑鐵價の變動は第 1 圖に示してある。獨逸に於ける屑鐵(ヘビイ、メルチングスチールスクラップ)のラインウエストフアリヤ工場に於ける引渡價格は 1933 年に於ては尠當り 32~36 マークであつたが翌年には 41 マークに値上。同年製鋼費増加防止の目的を以て屑鐵は鐵鋼統制局に依て此の率に一定された。

同一期間中白耳義の屑鐵は約 200 ベルギイフランであつたが一方英米のそれは 1933 年から 1934 年にかけて漸騰した。英國の價格は 40 志から 55 志へ高騰し米國のそれは 1934 年 2 月 8.50 弗から 14.50 弗へ躍進した。1934 年中 3 月以降は英國の價格は 50 志~52 志に安定したが米國に於ては 10.50 弗に低落した。然し同年に向て再び高騰し初め爾來 3 年間に上向傾向を持続して 1936 年 12 月には 18.30 弗に達した。米國に於ける屑鐵の最高相場は 1937 年春の 23 弗であつた。

英國の相場は緩慢ながら米國の相場に追隨したが可なりの開きがあつて 1937 年春以來 67~68 志に止まり、獨逸の相場とはほぼ同じであつた。此の安定は英國の製鋼業者と英國の屑商間の協定の價値を示すものであつたとライヘルト博士は言て居る。

白耳義及ルクセンブルグの相場は米國同様 1936 年から激しい變動を呈し始め、1937 年の夏には尠當り 810 フランと云ふ急角度の記録の高値を示した。斯の如き極端な相場を招來したのは、屑鐵の爭奪に専念して居た英、獨、伊、波及日本等の如き主要な屑鐵購入國の政策に起因したものだと同博士は言てゐる。獵場は佛、白となつ

第 1 圖 主要國の屑鐵價格變動



たが買手は此の外和蘭にも狩場を見出し懸命に駒を進めた。和蘭の屑鐵輸出は全く自由であつた爲め需要の激増に依り同國に於ける相場も亦 1936, 37 兩年には高騰した。

(ハ) 屑鐵の不足 白耳義政府は世界的屑鐵需要増に依る國內の供給難を緩和せんが爲め、屑鐵の輸出を統制下に置いて以て自國製鋼業者の保護政策を取るに至る。恰度此の頃常に屑鐵の大資源を有して居た。佛蘭西に於ても、屑鐵に枯渴状態を呈した爲め 1936 年 12 月、これに輸出税が賦課されることになつた。最初は 1 當り 70 法次に 200 法、300 法と漸次課稅率が高められ、又短期間ではあつたが 500 法まで課せられた。その結果 1938 年の初め頃迄は佛國の屑鐵輸出は殆んど禁止的で貿易は萎靡沈退した。

一方英國に於ては半製品の外國依存を低減せんが爲めの關稅の採用と鐵鋼業の改組とに依て原料の需要が激増した。銑鐵生産高は瑞典鑛石の消費増加に拘らず、製鋼高の増加に伴ふことを得ず爲に斯業は屑鐵の使用を一層大ならしむるの止むなきに至るが屑鐵の入手は屑鐵化された解體船舶の噸数が 1933 年の 1,800,000t から 1936 年には 1,000,000t に減じた爲め愈々困難となつた。屑鐵輸出の統制に關し 1937 年の春、英國製鋼業者と屑商間に成立した協定を以てしては此の事情を著しく緩和軽減する見込がなかつた。何となれば此れから齎される國內市場向けの餘分の噸数は約 100,000t 位に過ぎなかつたからである。又此の外の屑鐵蒐集運動も所要噸数を集め得ることは出来なかつた。

屑鐵消費國は皆輸出を制限して以てその供給難軽減に努め、新規定が次から次に制定された。然し輸出に起因する供給不足防止の爲め輸出税が賦課されたのは佛國のみであつた。又輸出に禁止も制限も行はなかつた主要な屑鐵生産國は米國、和蘭、英領印度及濠洲の 4 國であつた。此等の自由市場は屑鐵購入諸國から包圍されたが購入諸國に於ては價格の如何を問はず手に入れんとし又提供される屑鐵の品位に就ても精密な検査を行ふことはなかつた。加ふるに供給國から消費國への屑鐵輸送に對しては高い運賃が自由自儘に許容された。屑鐵の價格が銑鐵の相場を凌駕すると同時に鋼の製造に利益を望むことが出来なかつたことは明かである。

斯の如き事情であつた爲め國際屑鐵購入團體の結成問題が自然注意を喚起した。而して此の提案が持ち出されると同時に速かに團體を結成することに對し積極手段が取られたのであつたがその結成に際しては改組された國際鋼カルテルの運用に於て 1933 年以來得た

經驗が貴重な助力となつた。1937年3月巴里に開催された本提案の審議會に於ては新屑鐵カルテルは、只に共同購入者としての役を勤むるのみでなく、加盟國に對し、購入せる屑鐵を配分する役をも勤めねばならぬことを示唆したのであつた。

(二) 屑鐵輸入國 屑鐵カルテルの結成に關心を持た主なる國は製鋼業の維持又は擴張に對し屑鐵を輸入せねばならなかつた國即ち日本、伊太利及波蘭であつたことは言ふまでもない。1929年以來の是等の國の屑鐵輸入高は第2表に示してある。其他の國は此三國程屑鐵の輸入に依存してゐない。過去5ヶ年間に於て日、伊及波蘭に於ける鋼の生産が屑鐵に依存せる百分比は波蘭約40% 日本約35% 伊太利約33%であつた。最近に至て屑鐵の輸入を著しく増大した

其他の國の事情は全く異なり屑鐵に依存する百分比は前記3ヶ國に比し餘程少くなつてゐる。獨逸と英國とは特に然りであつて、過去5ヶ年間に、英國の屑鐵輸入高は製鋼高の約6% 獨逸は約3%に過ぎなかつた。第2表及第3表に示す通り5,6年前迄は以上兩國の屑鐵輸出入高は輸入よりも輸出の方が多かつた。最近年間に至て此の事情が逆轉した。前記5ヶ國に比し其他の製鋼國に於ける屑鐵の輸入は第2表に見られる通り少くなつてゐる。

(ホ) 屑鐵輸出國 主要屑鐵輸出國の1929年以來の輸出数字は第3表に示す通りである。輸出高は需要の増減に依り著しい變動を示して居る。英、獨の輸出高の變動は前述せる通りであるが、米國の輸出高に於ても又非常な變動を示し1929年の566,000tから

第2表 世界各國の屑鐵(ヘビイメルチング、スクラップ)輸入高(單位1,000t)

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
獨逸(1)	358.4	161.5	89.7	99.1	347.9	500.9	276.9	331.9	557.6	1,146.0
太利	6.3	4.7	7.2	29.6	26.0	36.3	32.5	22.1	67.5	45.0
ベルギー、ルクセンブルク	145.3	76.1	196.5	132.9	96.2	142.3	65.1	106.6	123.8	75.0
佛國(2)	103.6	142.5	135.9	164.3	171.3	105.1	94.6	52.3	30.7	16.5
英	68.7	218.8	97.7	117.2	106.1	353.3	443.4	1,102.6	966.1	640.7
チエコスロバキア	294.2	77.6	39.8	26.8	22.2	59.7	56.9	84.5	256.1	170.0
芬蘭	3.0*	1.0*	1.0*	1.0*	2.0*	10.0*	19.0	3.0	11.4	15.0
伊太利	994.7	855.4	613.0	474.2	630.0	731.7	990.0	400.4	545.1	600.0
ユーゴスラヴィア	20.0*	5.0*	5.0*	5.0*	10.0*	20.0*	32.5	43.0	26.3	30.0
和蘭	15.1	23.0	28.0	10.0	8.8	14.8	23.5	16.9	28.3	32.0
瑞典	27.1	29.5	72.0	54.7	60.1	96.2	70.3	106.2	96.9	11.0
波蘭	516.4	333.8	366.7	123.0	313.2	308.1	360.3	451.4	641.4	415.0
ルーマニア	10.0*	3.0*	3.0*	5.0*	10.0*	15.0*	27.1	36.8	24.1	52.5
スペイン	212.5	257.1	161.6	127.2	69.2	100.0*	100.0*	100.0*	100.0*	100.0
スウェーデン	—	1.9	21.9	25.1	28.9	51.4	52.7	48.9	56.9	58.0
歐洲計(4)	2,781.2	2,199.7	1,858.0	1,406.2	1,917.0	2,562.1	2,655.3	2,916.4	3,535.8	3,409.0
合衆國	91.9	27.9	16.5	9.9	58.0	45.1	65.8	145.5	82.9	10.0
カナダ	123.6	108.0	69.2	55.9	43.6	54.1	96.4	67.3	177.9	150.0
メキシコ	10.0*	5.0*	5.0*	5.0*	10.0*	25.0*	42.1	32.5	57.9	60.0
計	225.6	140.9	90.7	70.9	111.6	124.3	204.3	245.3	218.8	220.0
英領印度	1.7	3.1	2.3	1.2	4.4	1.8	1.6	1.2	1.6	3.5
日滿洲(3)	496.5	488.9	295.6	559.1	1,013.0	1,418.3	1,692.8	1,511.8	3,740.9	2,501.0
濠洲	0.2*	—	—	—	—	0.1*	0.3	0.2*	0.6	0.6
總計(4)	3,505.2	2,832.7	2,246.6	2,037.3	3,046.0	4,106.5	4,554.3	4,674.9	6,597.6	6,134.1

註 (1) 1935年2月18日よりザールを含む (2) 1935年2月17日迄ザールを含む (3) 會計年度 (4) 其他の國の分を含む
* 印 概算

第3表 世界各國の屑鐵(ヘビイメルチング、スクラップ)輸出高(單位1,000t)

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年*
獨逸(1)	237.9	253.6	308.9	293.3	186.7	94.6	74.4	57.8	2.7	17.9
太利	21.8	8.5	20.0	8.5	15.1	15.5	6.3	18.9	12.0	50.0
ベルギー、ルクセンブルク	310.0	383.0	192.9	121.5	274.2	337.3	424.3	545.6	342.9	440.0
佛國(2)	520.6	548.9	479.5	349.0	377.0	620.6	744.1	688.9	213.9	400.0
英領印度	430.7	181.0	174.2	108.8	240.9	227.5	170.9	141.4	232.8	176.0
丁蘭	90.0*	50.0*	30.0*	30.0*	40.0*	60.0*	85.3	88.0	122.5	88.5
和蘭	272.6	164.3	164.6	173.7	239.1	269.1	233.2	318.2	509.7	245.0
瑞典	22.7	26.7	18.9	33.6	57.7	43.1	40.0*	40.0*	40.0*	40.0*
瑞	9.8	7.6	4.7	3.6	8.1	8.9	7.1	14.5	10.6	18.0
歐洲計(4)	87.2	65.3	70.3	62.9	71.4	78.9	67.1	52.1	97.6	75.0
合衆國	2,008.6	1,694.1	1,467.4	1,186.4	1,511.5	1,759.5	1,857.2	1,978.8	1,589.5	1,508.1
カナダ	566.0	364.4	138.3	231.2	785.8	1,864.5	2,137.6	2,003.9	4,161.4	2,700.0
メキシコ	111.4	32.7	22.3	20.4	145.9	94.0	116.9	227.7	146.3	120.0
英領印度	80.9	67.1	90.9	104.0	102.7	55.5	57.8	106.8	80.4	44.0
日滿洲(3)	15.6	9.7	9.0	12.5	8.3	17.5	15.8	12.1	8.0*	—
濠洲	—	—	—	—	—	—	—	35.1	76.5	60.0
總計(4)	2,812.2	2,187.9	1,742.9	1,569.4	2,574.2	3,821.0	4,235.4	4,408.5	6,130.1	4,502.2

註 (1) 1935年2月18日よりザールを含む (2) 1935年2月17日迄ザールを含む (3) 會計年度 (4) 其他の國の分を含む * 印 概算

1937年には4,161,400tに増大したが1931年には僅かに138,300tを輸出したるに過ぎない。

斯の如く米國は世界屑鐵の貿易に於て第一位を占めて居るが、これに就ては、昨秋發行された合衆國關稅調查委員會の報告第128號Iron & Steel中に詳説されて居る。第4表は此の報告から抽出せるもので數年間に亙る合衆國の屑鐵輸出入噸數と消費高とを示し、1934年に於けるその輸出噸數は同年消費高の約10%であつたことを指示して居る。1937年に於ける此の百分比は増加して居るが然し輸出が少々増加した位では鐵鋼の需要がある限りに於ては、合衆國の鐵鋼業に影響を及ぼすやうなことは少しもない。合衆國製鋼高の變動は屑鐵輸出高の増減に依るものでなく、全く異なつた要素に原由するものである。

過去2ヶ年中、合衆國では屑鐵輸出禁止又は制限の提案が屢々成されたが成功しなかつた。ワシントンからの報道に依て見るに、アメリカ屑鐵の約半分は鐵鋼工場の自家屑で残り半分は普通の市場屑である。輸出される屑鐵は主として屑鐵の供給が需要を越へる海岸近くの都市及工業地帯から集められる。且この種屑鐵の輸出運賃は海岸から遠い内地の製鋼工場及鑄鋼所に運ぶ屑鐵の運賃に比し低廉

第4表 合衆國屑鐵消費高と輸出入(單位1,000t)

年次	消費高(概算)	輸入	輸出	消費高に對する輸出割合
自1919年	26,000	110	146	0.6%
至1928年平均				
1929年	38,000	100	557	1.5
1930年	27,000	37	359	1.3
1931年	18,000	24	136	0.8
1932年	10,000	16	228	2.3
1933年	17,000	63	773	4.5
1934年	19,000	52	1,835	9.7
1935年	26,000	74	2,104	8.1
1936年	36,000	152	1,936	5.4
1937年	40,600	95	4,095	10.2

である。それ故に輸出される屑鐵の大部分は合衆國鐵鋼業に依ては少しも利用し得られなかつたものであると報じて居るが又ライヘルト博士は輸出向屑鐵は低品位のものだと附言して居る。

(ハ) 屑鐵カルテルと屑價の低下 國際屑鐵カルテルの結成に伴ひ、屑價は高騰してアメリカ鐵鋼業の生産費を増加せしむるであらうと云ふ懸念があつたが然し此の危懼は一掃された。反對にカルテルに於ては、その結成當初から投機的價格吊下げと闘ひ來りその結果著しく價格を低下せしむるに至ると主張して居る。米國に於ては、ピッツバーグの相場は1937年の春には23弗を超へて居たが1年以内には10弗に低下した。尤も爾後再び15弗~16弗に値上た。白耳義の價格も又1937年の810法の最高から380法に低落し1938年の大半は此の率が保持されたのであつた。此れを以て見ても如何にカルテルがその會員諸國と輸出國の双方に對し寄與する所あつたか判る。

米國に次ぐ屑鐵の輸出國は佛國白耳義ルクセンブルグ及和蘭では等3國の屑鐵輸出高合計の年平均は約1,000,000tとなつて居る。而も1933年迄は此の三國の輸出高合計は米國の輸出高より大であつた。而してこの三國の輸出高の割合は最近年間に於て變て來た、即ち1936年迄は佛蘭西の輸出高が遙かに大であつたが1937年に於ては和蘭が大差を以て第一位を占めて居る、言ふまでもなく、これは佛蘭西の輸出制限に因るものであつた。此の外、海外に於ける屑鐵輸出國中、重要視せらるる國は濠洲と印度である。

(ト) 屑鐵貿易の將來 屑鐵貿易の將來に關する見透しは困難な

問題だとライヘルト博士は言て居る。1938年の事情から判斷すれば輸出高は恐らく今後は減少の傾向を續けるであらう。近來國內屑の蒐集に注意が向けられて居るが、この事は多くの場合好結果を齎らし、外國屑の需要を急速に減じてゐる。又輸出入貿易は或る國に於ては外國爲替の不足に依て制限されて居る、尙國內鑛石資源が積極的に開發されて熔鑄爐に利用されて居る國では屑鐵よりも銑鐵と製鋼に使用する方がよほど經濟的である。(K. K. 生)

工業品規格統一調査會官制改正

勅令第357號(昭和14年6月6日)

工業品規格統一調査會官制中次ノ通改正ス

第一條中「工業品ノ規格統一」ヲ「工業品ニ關スル規格ノ統一」ニ改ム。

第三條第一項中「委員70人以内」ヲ「委員100人以内」ト改ム。

第四條ニ次ノ一項ヲ加フ。

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ3年トス。但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ。

第五條ノ二 調査會ニ専門委員ヲ置クコトヲ得。商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス。

専門委員ハ會長ノ命ヲ承ケ専門ノ事項ヲ調査ス。

附則

本會ハ公布ノ際現ニ委員タル者ニシテ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタルモノノ任期ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス。

參照

大正10年4月26日公布勅令第164號工業品規格統一調査會官制抄錄

第一條 工業品規格統一調査會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ工業品ノ規格統一ニ關スル事項ヲ調査審議ス。

第三條第一項

調査會ハ會長1人、副會長1人及委員70人以内ヲ以テ之ヲ組織ス。

關東州臨時鐵鋼類統制規則

關東局令第十八號

關東州臨時鐵鋼類統制規則次ノ通定ム

昭和十四年四月一日

滿洲國駐劄特命全權大使 植田 謙吉

關東州臨時鐵鋼類統制規則

第一條 本令ニ於テ鐵鋼類トハ銑鐵 鋼塊、ブルーム、ピレット、スラブ、シートバー、チンバー、スケルプ、線材、棒鋼、形鋼、鋼板、鋼管、軌條、ファイツシュプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、リヴエツト、スパイク、線索、釘、線、鋳力板、鑄鐵品、鑄鐵管ロール及其ノ粗材インゴツトケース及其ノ粗材及屑鐵ヲ謂フ前項ノ鋼板、鋼管、線索、釘及線ハ亞鉛鍍セルモノヲ含ム

第二條 滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定シタル者ニ非ザレバ鐵鋼類ヲ輸出シ若ハ輸入シ又ハ生産者ヨリ別ニ指定スル鐵鋼類(以下指定鐵鋼類ト稱ス)ヲ買受ケ若ハ其ノ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ但シ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ニ在リテハ大使、指定鐵鋼類ノ買受又ハ販賣ノ委託ニ在リテハ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依リ次ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

二 品種別數量

三 仕向地又ハ仕出地

四 輸出又ハ輸入ノ豫定期

第一項但書ノ規定ニ依リ指定鐵鋼類ノ買受又ハ販賣委託ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第二號様式ニ依リ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

二 品種別數量

三 生産者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

四 販賣先

五 販賣價格

六 販賣條件

第三條 鐵鋼類ノ生産者ハ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ前條第一項ノ指定ヲ受ケタル者以外ノ者ニ指定鐵鋼類ヲ賣渡シ又ハ其ノ販賣ヲ委託スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別記第三號様式ニ依リ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

二 品種別數量

三 買受人若ハ販賣受託者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

四 販賣價格

五 販賣條件

第四條 鐵鋼類ノ生産者ハ毎年4月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ間ニ生産スベキ鐵鋼類ノ品種及數量ヲ定メ豫メ大使ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ別記第4號様式ニ依リ毎年生産スベキ鐵鋼類ノ數量ヲ月別品種別ニ記載シタル申請書ニ別記第5號乃至第7號様式ニ依リ次ニ各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ毎年1月31日迄ニ之ヲ提出スベシ

一 生産品並ニ原料鐵鋼及材料鐵鋼ノ其ノ年3月31日ニ於ケル品種別在庫豫想數量

二 原料鐵鋼及材料鐵鋼ノ4月1日ヨリ翌年3月31日迄ニ於ケル月別品種別消費豫定數量又ハ使用豫定數量並ニ買受豫定數量及其ノ買受豫定先

三 指定鐵鋼類以外ノ鐵鋼類ノ4月1日ヨリ翌年3月31日迄ニ於ケル月別品種別仕向地別販賣豫定數量

大使公益上又ハ統制上必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ依リ認可シタル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者ハ毎年4月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ間ニ輸出シ又ハ輸入スベキ鐵鋼類ノ品種及數量ヲ定メ豫メ大使ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ別記第8號様式ニ依リ4月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ間ニ輸出シ又ハ輸入スベキ鐵鋼類ノ數量ヲ月別品種別ニ記載シタル申請書ニ別記第9號様式ニ依リ4月1日ヨリ翌年3月31日迄ニ於ケル月別仕向地別輸出豫定數量又ハ仕出地別輸入豫定數量ヲ品種別ニ記載シタル書面ヲ添附シ毎年2月末日迄ニ之ヲ提出スベシ

大使公益上又ハ統制上必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ認可シタル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 第二條第一項但書ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ日ヨリ3月内ニ其ノ輸出又ハ輸入ヲ爲サザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ關東州廳長官正當ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 第二條第一項但書ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者其ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テハ大使ノ交付スル輸出又ハ輸入許可書ヲ大連稅關ニ提出スベシ

第八條 第二條第一項但書ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者其ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ7日内ニ別記第10號様式ニ依リ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ關東州廳長官ニ提出スベシ

一 届出人ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地

二 品種別數量及價額

三 仕向地又ハ仕出地

四 輸出又ハ輸入ヲ爲シタル年月日

五 輸出又ハ輸入許可ノ年月日及番號

第九條 鐵鋼類ノ生産者及第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者ハ毎年4月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ間ニ販賣スベキ指定鐵鋼類ノ販賣價格及販賣條件ヲ定メ豫メ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケベシ

鐵鋼類ノ生産者前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者ト協議シ上指定鐵鋼類ノ品種別販賣價格及販賣條件ヲ記載シタル申請書ヲ毎年2月末日迄ニ提出スベシ

第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ買受ケ若ハ販賣ヲ受託シ又ハ輸出若ハ輸入ノ認可ヲ受ケル指定鐵鋼類ノ品種別販賣價格及販賣條件ヲ記載シタル申請書ヲ毎年2月末日迄ニ提出スベシ

關東州廳長官公益上又ハ統制上必要アリト認ムルトキハ鐵鋼類ノ生産者若ハ第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者又ハ鐵鋼類ノ販賣業者ニ對シ指定鐵鋼類ノ販賣ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 鐵鋼類ノ生産者ハ別記第十一號様式ニ依リ毎月末日迄ニ品種別ニ次ニ掲グル事項ニ付前月分ヲ關東州廳長官ニ報告スベシ

一 生産數量

二 第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者ニ賣渡シ又ハ販賣ヲ委託シタル鐵鋼類ノ數量

三 指定鐵鋼類以外ノ鐵鋼類ノ仕向地別販賣數量

四 原料鐵鋼消費數量

五 材料鐵鋼使用數量

六 在庫數量

第二條第一項ノ指定ヲ受ケタル者ハ別記第十二號様式ニ依リ毎月末日迄ニ品種別ニ次ニ掲グル事項ニ付前月分ヲ關東州廳長官ニ報告スベシ

一 販賣數量

二 輸出數量及輸入數量

三 在庫數量

第十一條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ鐵鋼類ノ生産者又ハ取扱者ヲシテ其ノ業務ニ付報告ヲ爲サシメ又ハ所屬官吏ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢セシメ金庫、帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ檢査シ若ハ關係人ヲ尋問セシムルコトヲ得

* 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前鐵鋼類ニ付契約ヲ爲シタル者ニシテ第二條第一項又ハ第三條第一項ノ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ其ノ契約ニ關スル證憑書類ヲ添附シ本令施行ノ日ヨリ30日内ニ之ヲ提出スベシ

第四條第一項第五條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ認可申請書ハ昭和14年4月1日ヨリ昭和15年3月31日迄ノ分ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ40日内ニ之ヲ提出スベシ

日鐵鑛業株式會社の設立

豫而日鐵では資源を確保し、製鐵事業の基礎を確立せんとして、先づ日鐵所有にかゝる諸鑛山及土石山全部を現物出資し、三井系釜石、輪西兩鑛山會社所屬の鑛山を買収して日鐵鑛業株式會社を設立すべく計畫を進めてゐたが、此程成案を得たので、5月20日日鐵鑛業創立總會を開催し、定款其他を附議可決して此處に日鐵の分身たる日鐵鑛業株式會社の設立を見るに至つた。

總會當日發表せられたる當社の設立趣意、事業内容其他は次の通り。

(1) 設立趣意

支那事變勃發による事局の激變は鐵鋼の尤大なる需要を喚起し、今後奈邊に至るや豫測し難き情勢に立ち至た。日鐵はその本來の使命に省み、この非常時局に對應する爲め大量の増産計畫を樹立し着々遂行中であるが、鐵鋼の尤大なる増産計畫實現に對する鐵鑛石及石炭其他の諸原料の獲得は最緊喫事であつて、その目的達成には先づ内地に於ける現行諸鑛山の能力擴張及未開發鑛區の開發をはじめ更に廣く朝鮮、滿洲、支那其他海外の諸資源に對し一層敏速にその利用及獲得の努力を必要とするのである。

隨て斯くの如き大事業の運営に當ては、之等資源關係業務を從來の如く當日本製鐵の一部門の業務とする組織では到底現下の實情に即應し難き爲め、種々當局とも協議検討を加へた結果、この際之等の業務を一括して、新たに當日鐵の分身たる一會社日鐵鑛業會社を組織し、之に對し日鐵からは現有諸鑛山及土石山全部を現物出資すると共に、差當り釜石、輪西兩鑛山會社所屬の鑛山を買収して其の増産擴張工事を促進すると同時に、内外各地に於て廣く新資源の探求取得に當り有望鑛山の吸收經營並に之に對する投資等の方法に依り資源の確保開發の策を講じ、以て我國製鐵事業の基礎を確立せんとするものである。

(2) 社 名 日鐵鑛業株式會社

(3) 資 本 金 5,000 萬圓, 100 萬株(日鐵現物出資分46萬株)

(4) 本會社に於て當初引繼經營する主要諸鑛山

(イ) 日本製鐵會社の現物出資分

石 炭 二瀬(福岡), 稻峯(福岡), 鹿町(長崎), 池野(長崎), 泊岸(樺太)

鐵 鑛 上喜茂別(北海道), 庭坂(福島), 赤谷(新潟), 載寧(朝鮮), 股栗(朝鮮), 下聖(朝鮮)

クロム鐵鋼 日野上(鳥取)

石灰石 中谷(福岡), 津久見(大分), 高山(愛媛), 佐川(愛媛)

石灰石及苦灰石 松ヶ江(福岡), 津久見(大分)

苦灰石 大連(關東州)

珪 石 畑(兵庫)

軟珪石 松ヶ江(福岡)

鐵 石 越知谷(兵庫)

(ロ) 釜石鑛山會社より買收分

鐵 鑛 釜石(岩手)

石灰石 洞泉(岩手)

(ハ) 輪西鑛山會社より買收分

俱知安(北海道), 价川(朝鮮)

(5) 役 員

取締役會長平生飢三郎, 專務取締役福田庸雄, 常務取締役吉田健三郎, 取締役中井勵作, 取締役飯田九州雄, 取締役松本健次郎, 取締役永村源次, 取締役兼田市郎, 取締役室木隆三郎, 以上9名

監査役太田嘉太郎, 監査役橋本芳雄 以上2名

(日鐵販賣旬報 149)

商工省の決定的鋼材配給整備案

5月11日豫而注目せられ、待望されてゐた商工省の配給機構整備案が「鋼材配給機構整備に關する件」及「鋼材配給機構整備要綱」に盛られて發表された。

その全貌は次記の通りである。

鋼材配給機構整備に關する件

鋼材配給機構の整備の根本方針は現下時局に即應し鋼材の圓滑且適正なる配給と鋼材價格の引下を爲すを第一義とし、併せて配給機關各層に於ける摩擦を排除せんとするに在る。之が爲に鋼材配給統制實施上基礎的要件たる鋼材の製造業者と共販機能を強化する目的を以て、日本鋼材販賣株式會社を設立せしめたのであるが、今回此共販會社設立に引續き上記方針に則り別紙鋼材配給機構整備要綱に基き配給部門に於ける整備を行はんとするものである。

尙今回の配給機構整備に當ては、可及的鋼材配給の實狀を斟酌し穩健妥當を旨とした。今回の鋼材配給機構改正に依り、最も期待すべき効果は言ふ迄もなく(1)鋼材の配給の圓滑と(2)鋼材價格の引下とである。

從來兎角履行困難であつた配給店の在庫品の融通は在庫を明瞭ならしむることに依り今後之を活潑ならしめ、需要者が大都會地より離れて居る場合に於ける鋼材入手難も指定問屋の地區別統制團體の運用に依り大に緩和せられ、又最も鋼材の入手難を感じて居た中小工業者は指定問屋より特約店に對する鋼材配給量が確保せらるることに依り、其の入手難を相當緩和せらるるに至るであらう。

此の最後の點は從來現在の配給機構の最大缺點の一とせられて居つたのであるが今後は指定問屋より特約店へ配給する數量は指定問屋の一般實需數量を下らざるものとし、且之が確保を圖る爲指定問屋の卸賣鋼材に付てはプール計算制を採用せしめんとするものである。

而して現下最緊急事とせられて居る鋼材價格の引下に付ても、本機構の整備は非常に大きな貢獻を爲して居るのであつて、配給機構の合理化に伴ふ販賣經費の節減と、建値制度の根本的改正並に鋼材の製造業者及指定商並に指定問屋の犠牲的協力に依り、丸鋼價格に其の例を取れば實需家の購入値段は從來に比し、約4圓乃至14圓の引下となるのである。

又從來共販組合の販賣建値は問屋への標準販賣値段であつた爲に實需家は指定問屋より購入する場合と、特約店より購入する場合とに於て買値に差異を生ずることもあり、其の爲に買値が一定せず、又口銭は需要家が問屋に對し支拂ふ立前であつたから、公定口銭に違反する機會も多かつたのであるが、今後は凡て問屋の口銭を含めた需要家の標準買値が決定公表せらるることとなり、且指定問屋より購入する場合も、特約店より購入する場合も同一値段となり、需要家として非常な便益を受くと共に公定價格の履行に付ても亦効果あるものと思ふ。

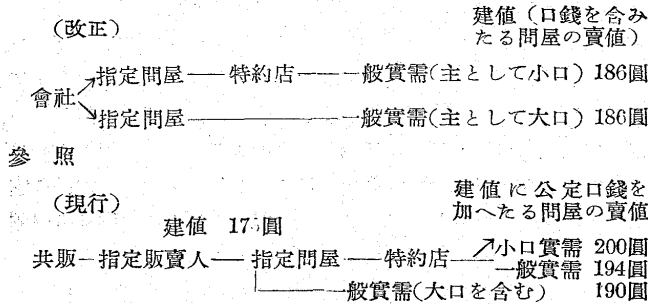
尙今回の機構整備に伴ひ、商工省指導の下に日本鋼材聯合會、日本鋼材販賣株式會社及配給業者を一九とした鋼材の配給協議會を設け、鋼材の製造業者と販賣業者との緊密なる連絡を保たしめ、配給上實情を明瞭にし、需給の適合に資せしめんとするものである。

以上の如く鋼材の配給機構の改善を行ひ、配給統制の圓滑なる施行を期して居るのであるが、其の効果を擧げ得るや否やは結局鋼材の製造業者、販賣業者等の積極的協力に俟ることが多いのであつて

此の際特に機構改善の趣旨に副ふ様折角努力せられんことを期待するものであるが、若し鋼材の製造業者、販賣業者等に於て此の趣旨に反し、鋼材の圓滑なる配給に關する法令に違反し、又は配給の統制を紊す様なことがあれば、法的制裁の外に製造數量又は扱量の減額、或は統制團體よりの除名等の自治的制裁をも併せ行はしむる方針である。

(參考)

建値制度改正圖解



鋼材配給機構整備要綱

日本鋼材販賣株式會社は鋼材製造業者との一手販賣契約に基き鋼材を一定値段にて買取り、之を販賣業者の手を経て實需家に販賣するものにして製造業者と販賣業者との連絡により消費者に對し迅速且圓滑に鋼材の配給を爲さしむべき責務を有する會社なるを以て會社の運営に當りては次の方針に依り所期の目的に邁進すること。

第 1. 鋼材の配給に關する協議會を設けること

鋼材の製造業者の製造する鋼材の種類寸法と消費者の欲する鋼材の種類寸法を可及的一致せしめ以て需給の適合を期するは需給統制實施上の第一要諦なり依て消費者に接近せる販賣業者と製造業者との連絡を圖り、以て實需に即應せる鋼材の生産及配給を爲す目的を以て製造業者と販賣業者の連絡協議を緊密ならしむる爲鋼材の配給上の具體的事項を協議すべき協議會を設けることとす

此協議會は鋼材聯合會代表者、販賣會社代表者、配給業者の代表者を以て組織することとし、商工省指導の下に協議を行ふこととす

2. 建値制度は一般實需家への販賣建値に依ることとし之を公表すること

販賣會社の販賣建値は一般實需家に於て指定問屋より購入する場合も特約店より購入する場合も同一の値段としたる指定河岸に於ける實需家への販賣建値とし、以て實需家の鋼材購入の便益を圖ると共に、指定問屋及特約店間の摩擦を避くべきものとす

而して指定河岸より各需要地域迄の配給運賃は實費加管とし之が適正を圖る爲販賣會社は各配給機關と協議し、標準運賃を定め、之を販賣建値に合算して各需要地域に於ける實需家の標準買値段を公表すべきものとす。

尙指定河岸は將來可及的に之を増設し、鋼材價格の一般低廉を期するものとす。

第 3. 配給機關の選定は次の方針に依ること

1. 現在の指定商、指定問屋、特約店の三段階制を改め指定問屋及特約店の二段階制とし指定商制度を廢止す

2. 指定商は之を指定問屋とす

舊指定問屋に於ては指定問屋としての機能を考慮し所謂鋼材問屋として相當の取扱量及經歷を有するもの(一定の基準に依る、但し特別の事情ある地域のものに付考慮を拂ふことを得るものとす)のみを指定問屋として指定するものとし、指定基準に於ては當局の指示に従ふべきものとす

3. 特約店中には鋼材の販賣業者として常時販賣せるの實績を有せざるもの(例之店舗を有せざるブローカー、鋼材を間歇的に取扱ひたることあるに過ぎざるもの等)存するを以て、鋼材の販賣業者としての實績を有したるものに限定す、但し此の際都鄙に於ける事情の相違を參酌することを得るものとす

尙此選定に於ては當局の指示に従ふべきものとす

第 4. 配給機關の職能及販賣分野を定むること

1. 指定問屋は主として卸賣を爲すの外、圓ブロック向輸出、特定大口實需及一般實需の一部(所謂大口實需の一部)を擔任す

尙指定問屋相互間の販賣分野は從來の系統を尊重するも、固定したるものとはせず、クォーターを基準として移動調整し得る様考慮すべきものとす

2. 特約店は主として一般實需を擔任す

全國を數地區に分ち、指定問屋の販賣區域を定む差當り指定河岸を基準とし東京地區、大阪地區、名古屋地區、若門倉地區とす

尙東北及北海道に於ては必要に應指定河岸設定と關聯し地區を定む

特約店は原則として其の府縣内を以て販賣地區とす(大都會地の特約店に於ては實績に徴し他府縣への販賣を認むることあるべきものとす)

第 5. 配給機關の取扱比率を定むること

1. 指定問屋の取扱數量中特約店への卸賣數量と自己の一般實需數量との比率は諸般の實情を考慮し適當に之を定むるものとし、之が比率に於ては當局の承認を受くるものとす

指定問屋より特約店へ流すべき鋼材は之を確保することとし、輸出又は特定大口の増量に依り影響を蒙らざる様配慮すべきものとす

2. 指定問屋間に於ける取扱比率は從來の取扱實績に應じ之を定む

3. 府縣特約店間に於ても從來の實績等を考慮し取扱比率を定む

4. 各業者間に於ける割當比率決定方法

前三項の方針に依り指定問屋相互間の比率は販賣會社立會の下に指定問屋相互に於て協定し、商工省の承認を得て之を決定することとし、特約店相互間の比率は府縣商業組合に於て府縣當局立會の下に協定し、府縣當局の承認を得て之を決定すべきものとす

尙府縣別割當は商工省の指示に依り販賣會社は各問屋に之を割當て且府縣商業組合に之を通知すべきものとす

5. 取扱比率は爾後の情況に依り變更することを得るものとす

第 6. 配給機關の口錢率を定むること

一般實需家への販賣建値を公表することに依り、實需家が指定問屋より購入する場合も特約店より購入する場合も同一値段となしたる趣旨に鑑み、販賣業者の口錢は内口錢とす

尙口錢率に於ては當局の指示に従ふべきものとす

第 7. 配給業者の在庫量及品種を常時明瞭にする制度を設けること

1. 指定問屋は各地區別に統制團體を組織し、其の團體に團體員の在庫臺帳を備へ付け、常時各問屋の在庫を明瞭ならしむ

各指定問屋をして地方の特約店に對し委託販賣の制を執らしむ、其の在庫に於ては前項と同様の措置をなす

2. 特約店の手持鋼材に於ては各府縣特約店組合に於て在庫臺帳を備へ付け在庫を明瞭ならしむ

第 8. 指定問屋及特約店の取引は次の方針に依ること

1. 各地區別指定問屋團體に於ては其の團體員相互の在庫を彼是

融通すべきものとす

尙同一地区内の指定問屋間に於ては卸賣鋼材に關しルー計算制を採らしむるを適當と認む

2. 指定問屋は特約店に對し、當分の内鐵鋼割當證明書と引換に販賣する鋼材以外のものは委託買契約に依ることとし、以て在庫品の分散を防止すると共に組合員内の在庫品の融通を容易ならしむるものとす

府縣組合内にて扱比率決定する迄は各組合は各店の引受けたる需要者よりの鐵鋼割當證明書を基準として組合員相互をして公正圓滑なる鋼材の配給を爲さしむる様統制するものとす

3. 販賣會社に於て指定問屋及特約店に對し在庫を相互に融通することを命じ得る如くするものとす。

第 9. 仲鐵業者の製造する鋼材をも販賣會社に買取ることとし共販製品との價格の均整を計ると共に生産竝に配給の適正を期すること

第 10. 指定問屋又は特約店にして爾後鋼材の圓滑なる配給に關する法令に違反し、又は配給の統制を紊す者あるときは、販賣會社及商業組合は其の者に對し扱數量の減額若は停止又は除名し得る如くすること

鋼材販賣建値及問屋口錢に關する附帶指示事項

1. 別紙指示事項中鋼材建値に付ては次記を基準として棒鋼、厚板全般に互り改正するものとす

ベース丸鋼 1 適當 新建値(指定河岸實需渡值段) 186圓

2. 指定問屋より特約店へ卸賣を爲す數量は指定問屋の一般實需賣數量を下らざるものとす

3. 指定問屋の口錢(諸掛一切を含む)は特約店への卸賣と一般實需賣とを區別せず凡て適當 8 圓の口錢、特約店の口錢は 13 圓を夫々認むるものとす

指定問屋の特定大口賣に付ては適當 3 圓を認むるものとす

4. 仲鐵品を買取販賣する場合も建値を變更せざるものとす

指定問屋選定方法に關する附帶指示事項

(1) 昭和 13 年に於て共販組合が各店へ販賣せる實績數量に依り棒、形、鋼板各別に 1 ヶ年合計下記標準數量を越ゆる販賣店を以て指定問屋に選定す

棒鋼 3,000t(年) 形鋼 3,000t(年) 厚板 1,200t(年)

(2) 日鐵舊主流問屋は標準數量に對し甚しき低下なき場合は之を認むることを得

(3) 現在地區中東京、大阪を除く地方地區問屋に付ては(1)の基準を 2 割程度低下することを得

(4) 數店が「組」を組織せる場合に於ては、組を單位とせず各參加店の店自體の實績のみに付て考慮することとす

(5) 線材の指定問屋に付ては別に指示す (日鐵販賣旬報 149)

故及屑鐵販賣價格の改訂

從來故又は屑鐵の販賣價格は 4 種の最終販賣價格のみを規定されてゐたが、今回中間販賣價格を規定し、品種を細別して價格統制を整備強化し、商工省告示第 109 號を以て次の如く公布された。

(商工省告示第 109 號)

物品販賣價格取締規則第 1 條の規定に依り故又は鐵屑の販賣價格次の通指定し昭和 13 年 9 月商工省告示第 261 號は之を廢止す

本告示は昭和 14 年 6 月 1 日より之を施行す

昭和 14 年 5 月 12 日

第 1. 故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者に販賣する價

格(以下最終販賣價格と稱す)

1. 故又は屑の鋼(別表に掲ぐるものを除く以下同じ)

甲、熔解用

イ、特級品	1 t	110 圓
ロ、珪素鋼板の故又は屑	1 t	107 圓
ハ、鋼ドライ粉	1 t	85 圓
ニ、普通品		
平爐用	1 t	100 圓
其の他	1 t	103 圓

乙、化學反應用 1 t 103 圓

丙、伸鐵用(抜物用及押物用を含む以下同じ) 1 t 130 圓

2. 故又は屑の銑(鑄物を含む以下同じ)

甲、熔解用

イ、銑ドライ粉	1 t	85 圓
ロ、其の他	1 t	115 圓
乙、化學反應用	1 t	97 圓

第 2. 鐵屑配給統制規則第 2 條の指定販賣業者に販賣する價格(以下中間販賣價格と稱す)

1. 故又は屑の鋼

甲、熔解用

イ、特級品	1 t	100 圓
ロ、珪素鋼板の故又は屑	1 t	97 圓
ハ、鋼ドライ粉	1 t	77 圓
ニ、普通品		
平爐用	1 t	94 圓
其の他	1 t	97 圓

乙、化學反應用 1 t 97 圓

丙、伸鐵用 1 t 120 圓

2. 故又は屑の銑

甲、熔解用

イ、銑ドライ粉	1 t	77 圓
ロ、其の他	1 t	105 圓
乙、化學反應用	1 t	87 圓

(備考)

1. 特級品は切斷屑、ポンチ屑、打抜屑、リベットの故若は屑、レールの故若は屑又は鍛造品の故若は屑とす但し第 1 の 1 の甲のイの特級品は鐵屑配給統制規則第 2 條の統制會社(以下統制會社と稱す)の指定したる集荷所に於て引渡すものに限る

2. 普通品は特級品、珪素鋼板の故又は屑及鋼ドライ粉以外の熔解用の故又は屑の鋼とす

3. 化學反應用及伸鐵用の故又は屑の鐵には錫を鍍したる鋼板の故又は屑を含まず

4. 第 1 の 1 の甲のイの特級品の最終販賣價格は統制會社の指定したる集荷所渡の價格とす

特級品以外の故又は屑の鐵の最終販賣價格は故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者の工場又は買入所に最も近接する河岸著船乗渡又は驛著貨車乗渡(船又は鐵道以外の場合に依りては持込乗渡)の價格とす但し 1 回の引渡數量 3 t 未滿の場合に在りては統制會社の集荷所又は鐵屑配給統制規則第 2 條の指合販賣業者の營業所渡價格とす

5. 中間販賣價格は鐵屑配給統制規則第二條の指定販賣業者の營業所又は買入所持込渡の價格とす

6. 最終販賣價格には故又は屑の鐵を原料又は材料として使用する者の要求に依り特に荷造を爲したる場合に於ける荷造費を含まず

別表

次の各號の一に該當する鋼の故又は屑

1. ニッケルの含有量	1,000 分の10	以上の鋼
2. モリブデンの含有量	1,000 分の2	以上の鋼
3. クロムの含有量	1,000 分の100	以上の鋼
4. マンガンの含有量	1,000 分の100	以上の鋼
5. タングステンの含有量	1,000 分の10	以上の鋼
6. コバルトの含有量	1,000 分の20	以上の鋼

〔参照〕

(1) 昭和13年9月商工省告示第261號

(2) 物品販賣價格取締規則

第1條 商工大臣の指定する物品を販賣する者は何等の名義を以てするを問はず其の指定の際商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定したるときは其の販賣價格を超ゆる對價を以て當該物品を販賣（指定前に爲したる契約に依る引渡を含む）することを得ず但し輸出する場合、取引所に於て販賣する場合及已むを得ざる事由に依り卸賣に付ては商工大臣、小賣に付ては地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

半軟鋼既契約品の整理方法

半軟鋼は去る4月12日開催の棒鋼及半製品共販第2部第12回理事會に於て第1部の統制に移管する事に決定したが、5月10日開催された第13回理事會に於て其の既契約品に對する整理方法を次記の如く決定した。

1. 半軟鋼の取扱

第12回理事會に於て第1部へ其の統制を移管した半軟鋼の既契約品の整理方法については、従來本組合員が中間鋼として製造せる半軟鋼の製造は之を認めず、今後は普通鋼規格品として取扱ひのこととした。

2. 半軟鋼の既契約品整理方法（引例は棒鋼）

(a) 市販品

(イ) 組合員は 既契約品は本年5月末日迄に積出すものは、既契約値段（ベース 245 圓）に據る、

6月1日以降に積出すものは半硬鋼の新建値（ベース 225 圓）に據る。但し問屋より5月末日迄に解約希望申出あるものに對しては其の希望に應ず。

(ロ) 問屋は 6月末日迄は舊建値（ベース 245 圓）7月1日より8月末日迄は半硬鋼の新建値（ベース 225 圓）

9月1日より普通鋼販賣値段を基準として販賣す。

(b) 實需向

既契約は其儘とす。

註 半製品は棒鋼に準ず。

鍛造棒鋼の販賣値段並にその實施方法

5月10日の棒鋼共販第2部理事會に於て鍛造棒鋼の販賣値段並にその實施方法は次記の通り決定した。

(1) 7、8月積鍛造棒鋼の販賣値段（従來の販賣値段の一律に30圓下げ）

(イ) 丸鋼及角鋼 リダクションエリア最少限度4倍のものに當る。

100-150 m 150超-200 m 200超-300 m

半硬鋼	410 圓	470 圓	505 圓
硬鋼	425 圓	485 圓	520 圓
最硬鋼	440 圓	500 圓	535 圓

(ロ) 平鋼は各鋼質共丸、角鋼値段の1割増のこと。

(2) 新建値實施方法

(a) 市販品

1) メーカーは本日以後賣出のものより新建値による。

2) 既約定品中本年5月末日迄に積出すものは、既契約値段による。

6月1日以降に積出すものは新建値による。

3) 5月末日迄の間屋の販賣値段は舊建値を基準とし、6月1日よりは新建値を基準として販賣するものとす。

(b) 實需向

1) 本日以後引受けのものより新建値による。

2) 既契約は其の儘とす。

鐵屑割當證明書發行團體の制定

昭和13年11月21日商工省令第97號鐵屑配給統制規則に於て、鐵屑も亦大いに統制せらるゝ事となり、其の賣買に切符を要すると云ふ精神は確立され、事實鐵屑統制會社發行の鐵屑配給引受明細書に依て統制されて來たものではあるが、鋼材の如く切符發行の統制團體及全般に通ずる正規の切符が公定發表されず、鐵屑配給規則第6條の内容が不整の儘に置かれてゐたので、切符が鐵屑割當證明書と云ふ形式に一定され、6月1日より切符制が嚴に實施せらるゝに際し今回統制團體を整備強化して此處に改めて發表さるゝに至た。

發表されたる統制團體次の如し。

〔参照〕 鐵屑配給統制規則

第6條 統制會社又は指定販賣業者は商工大臣、地方長官又は商工大臣の指定したる者若は團體に於て發行する鐵屑割當證明書と引換ふるに非ざれば鐵屑を業務用の原料又は材料として使用する者に對し鐵屑を販賣することを得ず但し官廳に對し販賣する場合、統制會社第2條の2第1項の屑又は故を販賣する場合又は特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

商工省告示第116號

鐵屑統制規則第6條の規定に依り次の通團體を指定し昭和14年6月1日より之を施行す

昭和14年5月20日

屑鐵共同購買會、日本鑄鋼協議會、特殊鋼協議會、日本フェロアロイ協議會、日本鐵鋼製品工業組合聯合會、日本鑄物工業組合聯合會、日本機械製造工業組合聯合會、日本度量衡器計量器工業組合聯合會、日本自轉車工業組合聯合會、日本交通保安裝置工業組合、日本鑄鐵調車工業組合、日本鑄鐵管工業組合、日本蠶絲機械工業組合、日本鑄山ボール工業組合、日本内燃機工業組合聯合會、保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會、青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會、岩手縣金屬製品工業組合聯合會、宮城縣鐵工業組合聯合會、秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會、山形縣鐵木工品工業組合聯合會、福島縣鐵工機械工業組合聯合會、茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會、栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會、群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會、埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會、千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會、東京府鐵鋼製品工業組合聯合會、神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會、新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會、富山縣金屬製品工業組合聯合會

石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會，保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會，山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會，長野縣鐵工製品工業組合聯合會，岐阜縣金屬工業組合聯合會，靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會，愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會，三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會，滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會，京都鐵鋼製品工業組合聯合會，大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會，兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會，奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會，和歌山縣鐵工工業組合聯合會，保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會，島根縣鐵工工業組合聯合會，岡山縣鐵工工業組合聯合會，廣島縣鐵木工業組合聯合會，山口縣鐵木工業組合聯合會，徳島縣鐵工機械工業組合聯合會，香川縣鐵工機械工業組合聯合會，愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會，保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會，福岡縣機械工業組合聯合會，佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會，長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會，熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會，大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會，宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會，鹿児島縣鐵鋼製品工業組合聯合會，沖繩縣鐵工業組合，日本再生銑鐵業組合聯合會，石炭鑛業聯合會，九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會，宇部鑛業組合鐵鋼協議會，社團法人北海道石炭鑛業會，常盤石炭鑛業會，福岡地方石炭山配給統制協議會，鐵鋼材統制互助協會會議，仙鶴管内炭鑛鐵鋼配給協議會，鑛山配給統制協議會聯合會，東京地方鑛山配給統制協議會，大阪地方鑛山配給統制協議會，福岡地方鑛山配給統制協議會，札幌地方鑛山配給統制協議會，日本鐵骨統制株式會社。

中井日鐵社長勇退

日本製鐵社長中井勵作氏は来る12月の任期を残して後進に途を譲るべく豫て平生會長の手許に辭表を提出してゐたが、3日の重役會で同氏の辭任を承認、後任社長は現常務取締役中松眞卿氏に決定した。而して中井社長は次の如く所感を述べられた。

去る昭和9年各製鐵會社合同の機運が熟しまして國策會社たる當會社が設立せられ不肖淺學非才の身をもちまして社長の職を汚しましてから茲に5ヶ年半其の間幸ひに會社の業務も順調に進展し數次に互る事業擴張の計畫も著々實行の運となり又鋼材販賣會社，日鐵鑛業會社等の設立も實現せられまして配給及資源の關係も茲に一段落を告ぐるに至りましたので此の際新進氣鋭の方に代て頂き新たな意氣を以て會社の爲又斯業の爲御努力を願ふことが望ましいことではないかと考へたのであります，それに自分と致しましては一昨年の病氣以來少しく健康も損じて居りますので此の際暫く静養させて頂きたいと思ふのであります，願みれば去る大正13年製鐵所に職を奉じまして以來約16年，その間幸に大過なく其の職務を完うすることを得ましたのは偏に官民各位の一方ならぬ御指導と御援助の賜物であると只管感激に堪へません。(國民6月4日)

支那事變綜合戰果

〔大本營陸軍部發表〕 占領地域，1. 察哈爾，綏遠，河北，山東，山西，江蘇，安徽の全省及河南の大部，浙江，江西，湖北，廣東の各一部，海南島の全部。2. 面積1,562,938km²，我が全土の2倍半弱(我が全土675,365 km²) 占據地以外の支那本土(3,157,346 km²)との比 100/50 支那全土(10,059,877 km²)との比 100/16，彼我損害一覽表，(14年4月末調)

		(彼 我)	
		遺棄死體	戰 死
事變頭初より昨年11月迄		823,626	47,133
北支	海州作戰及占據(海州附近及) 自 12 月	73,200	
	地域内の掃蕩戰(び管内一般) 至 4 月		
中支	南昌作戰(武寧南昌附近) 自 3月19日	12,500	
	至 3月31日		
支	廬山攻略戰(廬山一帶) 自 4月17日	920	12,865
	至 4月24日		
南支	安陸作戰及占據(應城安陸間及) 自 12 月	17,822	
	地域内の掃蕩戰(び管内各地) 至 4 月		
南支	海南島攻略其他(海南島及び占) 自 12 月	8,807	
	據地區内外) 至 4 月		

小 計 113,049
 936,345 59,998
 (備考) 敵に與へたる損害は總計少くも2,300,000と判断せらる，掃蕩戰の戰果中報告洩のもの多きを以て實際は更に多數に上るものと判断す。

鹵獲品調査表 (14年5月調)

		事變當初より 昨年11月迄	自12月至 4月迄	計
小 銃	208,017	7,556	215,573	
輕 機 銃	7,982	378	8,360	
重 機 銃	3,222	124	3,346	
拳 銃	730	285	915	
迫 擊 砲	1,211	26	1,237	
野 騎, 山砲15 裡重砲を含む	686	129	815	
重 砲	330	3	333	
機 關 砲	2	4	6	
步 兵 砲	108	—	108	
高 射 砲	99	—	99	
對 戰 車 砲	198	10	208	
擲 彈 筒	27	4	31	
銃 槍	5,652	184	5,836	
青 龍 刀	605	107	712	
手 榴 彈	12,104	81	12,185	
砲 彈	2,204,039	17,502	2,321,541	
小 銃 彈	817,921	1,873	819,794	
迫 擊 砲 彈	13,596,192	461,542	14,057,734	
ガ ム ダ ム 砲 彈	20,000	3,200	23,200	
迫 擊 砲 彈	1,718,173	248	1,718,421	
ガ ス 彈	4箱	—	4箱	
拳 銃 實 砲	37,170	—	37,170	
擲 彈 筒 彈	6,027	—	6,027	
投 鉛 彈	7,000	—	7,000	
下 爆 彈	9	—	9	
筒 擲 彈	101	—	101	
地 雷	152	—	152	
機 械 水 雷	60	—	60	
防 毒 面	4,430	5	4,435	
戰車, 裝甲自動, 自貨	561	66	627	
飛 行 機	3	—	3	
機 關 車	89	—	89	
客 (貨) 車	2,219	—	2,219	
探 照 燈	2	—	2	
裝 甲 列 車	8	—	8	
無 線 器	17	18	35	
電 話 機	—	8	8	
砲 艦	—	1	1	
民 船	30	86	116	
汽 艇	—	2	2	
自 轉 車	—	26	26	
架 橋 材 料	2ヶ中隊分	—	2ヶ中隊分	
馬 鞍	4,000 疋	—	4,000 疋	
馬 具	1,743	444	2,187	

(備考) 1. 以上は單に報告に表れたる數字を計上せるものにして報告中多數，無數等とあるものは之に算入しあらず，殊に彈藥類の如きは本表の數字より遙かに多數となるべし。 2. 本表の外各種器具類，衛生材料，輜重車，被服，糧秣，煙草米等は莫大なる數に上るも本表は主要兵器のみを掲記せり。 3. 尙此の外報告漏のもの多數ある筈。 4. 砲彈中には迫擊砲彈を除き重砲以下各種砲彈を含む(東朝5月30日)

三菱清津製鐵所火入

時局下鐵飢饉の緩和を以て建設を見た三菱清津製鐵所は既報の通り去る4日正規の火入れを行ひ直ちに操業を開始したが巨大な鐵管にも似たロータリー・キルンは鐵鑛を呑み込み業火を思はせる火焰を包んで1分間1回轉のスピードで晝夜を分たず回轉，コンデションの整調が行はれてゐたが15日午後2時半ロータリー・キルンエンドから待望のルツペが吐き出された，このルツペは同量の滓と合體してゐるのが更にこれを20日運轉開始のマグネチック・セパレーターにかけ茲に初めて鐵分 95~98%を有する豫期以上のルツペが生み出されクルツプ式製鋼法の威力は科學の進歩を如實に物語り製鐵所内からはさきに所長以下苦心を續けた所員の口から聲高らかに勝利の萬歳が唱へられた。(京城日日5月24日)

内外最近刊行誌参考記事目次

Blast Furnace and Steel Plant, Apr., 1939.

- Micro-Method for Determining Carbon in Steel, M. H. Kalina & T. L. Joseph p.p. 347-351.
Electrolytic Pickling of Stainless Steel Strip, J. D. Geiser, p.p. 352-353.
American Hot-Dip Galvanizing Practice, W. G. Imhoff, p.p. 362-365.
Sinter-Facts and Fancies, P. G. Harrinson, p.p. 372-374.
Open-Hearth and Blast Furnace Conference, L. F. Reinartz, p.p. 382-383.

Foundry, May, 1939.

- Castings for Machine Tools, P. Dwyer, p.p. 36-39.
Engineering Properties of Gray Iron Improve, V. H. Schnee & C. H. Lorig, p.p. 40-42.
Among Detroit Foundries, A. H. Allen, p. 43.
Apply Modern Cleaning Methods, F. Daniels, p.p. 44-45.
Many Non-Ferrous Alloys Available, N. K. B. Patch, p. 47.

Metal Industry (London), Apr., 7, 1939.

- Secondary Aluminium and Its Alloys, R. D. Hollowell, p.p. 387-389.
Non-Ferrous Foundry Practice, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 393-398.
Recent Developments in Beryllium, P. M. Tyler, p.p. 400-401.

Apr. 14, 1939.

- Cold-Worked Aluminium Alloys, L. W. Eastwood, R. W. Games & R. F. Bell, p.p. 411-414.
Metal Sprayed Bearing, H. Shaw, p.p. 415-419.
Low Temperature Brazing, R. N. Chapin, p.p. 421-423.
Aluminium and Magnesium Alloys, p.p. 424-425.

Apr. 21, 1939.

- Effect of Work on Non-Ferrous Metals, L. Frommer, p.p. 435-440.
Radiant Tube Heating, A. A. Straub, p.p. 441-443.
Silver's Role in Industry, A. Bregman, p. 444.
Protecting Magnesium Alloys, E. G. Savage, p.p. 447-449.

Apr. 28, 1939.

- The Rolling of Light Alloys, H. Sedlaczek, H. Zapp & B. Stockbater, p.p. 459-462.
Non-Ferrous Foundry Practice, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 463-467.
The Scrap Industry, p. 468.
Light Alloy Ship Construction, W. C. Devereux & E. V. Telfer, p.p. 471-474.

Stahl u. Eisen, 13 April, 1939.

- Die Neuordnung für Kohle und Eisen in der Tschecho-Slowakei, G. Behaghel, s. 445-450.
Vergleich englischer und deutscher Siemens-Martin-Oefen, F. Wesemann, s. 450-457.

20 April, 1939.

- Einfluss geringer Legierungsgehalte auf Abbrand und Entkohlung von stählen, H. Schrader, s. 473-482.
Das Preisrecht in der Eisenwirtschaft, R. H. Dichgans, s. 483-489.

27 April, 1939.

- Die Verhüttung eisenarmer Erze, besonders von geröstem Gutmadinger Doggererz, A. Wilhelmi, s. 501-511.
Die Gestaltfestigkeit von Walzen und Achsen mit Hohlkehlen, W. Morgenbrod, s. 511-514.

4 Mai, 1939.

- Stand unserer Kenntnisse über die Korrosion und den Korrosionsschutz von Eisen und Stahl, F. Eisenstecken, s. 537-548.

Zeitschrift für Metallkunde, März, 1939.

- Über die Fleissovorgänge beim Pressen von Kabelmänneln, F. v. Göler u. E. Schmid, s. 61-68.
Fehlerquellen bei der Verarbeitung von Zinkpresslegierungen, W. Wolf, s. 69-72.
Ermittlung der Breitung sowie der günstigsten Walztemperatur und -Geschwindigkeit beim Walzen von Magnesium- und Aluminiumlegierungen, H. Sedlaczek, H. Zapp u. B. Stockbauer, s. 73-75.
Der Teilbereich Mg-Mg₂Al₃-Mg₃Bi₂ des Dreistoffsystems Magnesium-Aluminium-Wismut, E. Scheil u. B. Glauner, s. 76-79.
Der Teilbereich Mg-MgZn-Mg₃Bi₂ des Dreistoffsystems Magnesium-Zink-Wismut, E. Scheil u. B. Glauner, s. 80-81.
Der Teilbereich Mg-Mg-Zn₂-Mg₅Tl₂ des Dreistoffsystems Magnesium-Zink-Thallium, W. Köster u. K. Kam, s. 82-84.

Die Magnesiumecke des Dreistoffsystems Magnesium-Silver-Thallium, W. Köster u. K. Kam, s. 84.

研究報告(愛知時計電機) 第3巻 第2號 昭和14年4月

○ケルメット軸承環の X 線の検査研究

遠藤 貞一 木原 正二 (47)

鐵鋼聯盟調査月報 第5號 昭和14年5月

○鐵鋼カルテルと運賃問題

鐵鋼聯盟調査部 (2)

○東北地方に於ける金屬鑛業

川邊 信雄 (10)

○極東ノ領に於ける製鐵問題

有村 俊雄 (27)

○物價騰貴の問題

高田 保馬 (35)

○滿洲重工業の將來性に就て

小島 精一 (40)

○最近に於ける英國主要製鋼會社の擴張工作

鐵鋼聯盟調査部 (46)

○日本鋼材販賣株式會社創立

(80)

日本航空學會誌 第6巻 第49號 昭和14年5月

○シエンク型繰返疲勞試験機に關する研究 森口 繁一 (457)

○表面の粗さ表示 福島榮之助 (463)

九州鑛山學會誌 第10巻 第5號 昭和14年5月

○山口縣金峯鑛山の所謂珪ニッケル鑛 (其1)

木下 龜城 竹原 平一 (197)

○特殊金屬冶金の近狀 (其2)

小川 芳樹 (208)

エンヂニヤリング 第7巻 第5號 昭和14年5月

○石炭分析成分の考察

近村 吉利 (237)

○起重機及び起重機軌道の鋼構造部分の

設計基準 (DIN 120) に對する註釋 橋本 清 (246)

日本金屬學會誌 第3巻 第5號 昭和14年5月

○綜合研究と學會

吉川 晴十 (183)

○各種濃度の硫酸水溶液中に於ける銅鋼の

溶解現象に就て 遠藤 彦造 森岡 進 (189)

○遠心力に依る不純アルミニウムの精製法

大日方一司 林 茂壽 (197)

○セメントイト (Fe_2C) の析出機構に就て

の二考察 遠藤勝治郎 (201)

○X線に依る超ゼラルミン時効硬化の研

究 (第2報) 篠田 軍治 (211)

○Al-Zn 系平衡狀態圖に就て

森永 卓弼 (216)

○高カシルミンの研究

近藤 成泰 (221)

電氣製鋼 第15巻 第5號 昭和14年5月

○鋼塊の鑄造組織研究の一方法

錦織 清治 (191)

理科學研究所彙報 第18輯 第5號 昭和14年5月

○窒化ジルコニウムと窒化マグネシウムの

比較 佐藤 俊一 (395)

日本ニッケル時報局技術彙報 B-3 昭和14年5月25日

○低濃度に於けるニッケル合金鋼の性質

山口 眞申 (全)

金屬 第9巻 6月號 昭和14年6月

○高温高壓化學工業用構造材料

紹川武良司 (305)

○設計技術者及び鑄造技術者と鋼鑄物設

計 II 丸山 芳夫 (317)

○最近の電氣爐とその特長 II

林 達夫 (331)